



小規模事業者だけが使える！経営改善の次の一手に！

マル経融資制度

八尾商工会議所の小規模事業者向け経営改善制度

※マル経融資は、八尾商工会議所の推薦に基づき、日本政策金融公庫が低利でご融資する制度です。

担保・保証人不要

手数料・保証料不要

低金利

運転資金・設備資金

2,000万円以内
(通常枠)

金利 1.65% (2024年12月1日現在)

■返済期間・・・運転資金 7年以内、設備資金 10年以内

※1,500万円超のお申し込みの場合、事業計画書の作成が必要です。

マル経融資取組・活用事例

- ・老朽化した工事車両を更新することで燃費向上、メンテナンス費用を削減！
 - ・新製品を開発するために活用し、新たな顧客を取り込むことができた！
 - ・大型案件対応のための外注費に充当し売り上げの機会損失を防いだ！
- ・・・その他多数の事例があります。

賃上げ貸付利率特例制度

ご利用いただける方

新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して**2.5%以上**増加する見込みがある方(注2)

貸付利率

各融資制度に定める利率 **▲0.5%** ※適用期間：貸付日から2年間、利率下限：0.3%

その他

上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

(注1) 雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

(注2) 最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

要件・詳細については八尾商工会議所へお問い合わせ下さい！

【申込条件】

1. 八尾市内で1年以上継続して事業を行っていること。
 2. 常時使用する従業員が建設業、製造業等は20人以下、卸売業、小売業、サービス業は5人以下(サービス業のうち、宿泊業および娯楽業は20人以下)であること。(※従業員数は、常時使用する従業員)
 3. 税金(所得税、府・市民税、事業税等)について、納期が到来しているものは完納していること。
- 以上の条件に当てはまる方は、八尾商工会議所の窓口で他の諸条件をご確認下さい。
諸条件を満たしてお申込みされた後、訪問調査、審査会を経て日本政策金融公庫に推薦を行います。

※内容によってはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。

【お問い合わせ先】 八尾商工会議所 中小企業相談所 支援グループ
八尾市清水町1-1-6 TEL 072-922-1181

八尾商工会議所 行 (送信先 FAX: 072-922-8828)

年 月 日

事業所名		担当者名	
所在地		T E L	

※切り離さずに FAX してください。 後日、当所から連絡いたします。

※FAX をご送信いただいた後、万が一連絡が無い場合は、事務局までお問合せいただきますよう、お願い致します。

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。